

公益財団法人東京都福祉保健財団職員給与規程

〔平成14年3月28日〕
規 程 第 5 号

第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)に勤務する職員の給与に関しては、この規程に定めるところによる。ただし、東京都職員の派遣に関する取決め書及びその他の公共的団体(以下「公共的団体」という。)職員の出向に関する協定に基づき、財団に勤務する職員の給与に関しては、財団と東京都及び公共的団体との間で締結した取決め書又は協定に基づくものとする。

2 財団に勤務する職員のうち、城北労働・福祉センターを勤務地とする職員の給与に関しては、理事長が別に定める。

3 財団が任期付で雇用する者、契約の職員として雇用する者、非常勤の職員として雇用する者、業務補助の職員として雇用する者、臨時に雇用する者、嘱託として雇用する者その他前2項に定める職員以外の者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

(1) 家族手当

(2) 役職手当

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6) 通勤手当

(7) 削除

(8) 超過勤務手当

(9) 休日給

(10) 管理職員特別勤務手当

(11) 削除

(12) 賞与

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払方法)

第3条 給与は現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる

2 前項の給与の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金額があるときは、理事長は、これを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(賞与を除く。以下、本条において同じ。)の支払日は毎月15日とする。

ただし、次の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日は、その月の末日とする。

2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が2あるときは15日より前の日)とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払が著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

(賞与の支払日)

第5条 賞与の支払日は、当該手当の支払のつど、理事長が定める日とする。

第2章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は、月額として別表第1に定める給料表による。

3 前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料表の職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第2に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料の月額は別表第3に定める基準による。

3 理事長は職員が一つの職務の職から上位の職に昇任した場合、昇格させることができる。また、職員が下位の職に降任した場合は降格させることができる。昇格及び降格並びに給料表を異にする異動を

した場合における号給は理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 新たに職員となった者が、その職務に有用な学歴、免許、経験等を有する場合の換算基準は別表第4のとおりとする。

5 当面の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、理事長の定める日に、同日前で理事長の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長の定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、4月1日とする。

(給料の支給方法)

第10条 給料は月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額的全額を月1回に支給する。

2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(退職又は解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が死亡したとき、又は組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇され又は退職した場合には、その月の給料全額を支給する。

(非常時払)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、第4条に規定する支給日前に給料の非常時払を請求したときは、日割計算の方法により、その請求の日までの給料を第4条の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給することができる。

第3章 諸 手 当

(家族手当)

第13条 家族手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がない者又は年間総収入見込額が理事長が別に定める一定額程度以下の者で、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 家族手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げるものをいう。以下同じ。)

6,000円

(別表第1給料表1の級が5級及び6級である職員(以下、「5級及び6級である職員」という。))の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等3,000円)

(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)

9,000円

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における家族手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届 出)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 家族手当の支給開始日及び終了日は次の基準による。

ただし、家族手当の支給開始日については、前項の規定による届出が、これらの事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属す

る月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する日)から行うものとする。

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日から開始する。
 - (2) 扶養親族がない職員に新たに扶養親族が生じた場合は、その日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。
 - (3) 家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、その日の属する月(これらの日が月の初日であるときには、その日の属する月の前月)をもって支給を終わる。
 - (4) 家族手当を受けている職員の扶養親族のすべてについて、前項第2号に掲げる事実が生じた場合は、その日の属する月(これらの日が月の初日である場合は、その日の属する月の前日)をもって支給を終わる。
- 3 家族手当を受けている職員に次の事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、その支給額を改定する。ただし、第1号の事実が生じた場合における家族手当支給額の改定については、前項ただし書きの規定を準用する。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係る者がある5級及び6級である職員が5級及び6級である職員以外のものとなった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係る者がある5級及び6級である職員以外のものが5級及び6級である職員となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が、特定期間にある子となった場合

(役職手当)

第15条 次の各号に掲げる職員に対しては、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合の範囲内において理事長の定める額を役職手当として支給する。

- (1) 事務局長、部長、担当部長及びこれに準ずる職員
100分の20以内において理事長が定める額

- (2) 室長、主査及びこれに準ずる職員
100分の10以内において理事長が定める額

2 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって外国に出張中の場合又は勤務しなかった場合は当月分の役職手当を支給しない。

3 前項に定めるもののほか、役職手当の支給については、給与支給の例による。

(初任給調整手当)

第 16 条 削除

(地域手当)

第 17 条 削除

(住居手当)

第 18 条 削除

(通勤手当)

第 19 条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のための自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当は、月の初日からその月以降の月の末日までの 1 月を単位として理事長が別に定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、理事長が定める日に支給する。

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員 その者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が理事長の定める額を超えるときは、理事長の定める額)
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる職員 別表第 5 に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額
- (3) 第 1 項第 3 号に掲げる職員 通勤距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額の合計額(その額が理事長の定める額を超えるときは、理事長の定める額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

4 前 3 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給等に関し、必要な事項は別に定める

(特殊勤務手当)

第 20 条 削除

(超過勤務手当)

第 21 条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全勤務時間に対して、勤務 1 時間につき、同条第 4 項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲の割合(その勤務が午後 10 時

から翌日の午前5時までの時にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じた得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の勤務の区分及び割合については、理事長が別に定める。
- 3 第1項の規定に定めるもののほか、公益財団法人東京都福祉保健財団職員就業規則(平成14年規程第3号。以下「就業規則」という。)第33条第1項の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて就業規則第35条の規定により週休日とされた日に就業規則第35条の2の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該の正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、第4項に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。
- 4 第1項に規定する勤務時間1時間あたりの給料等の額は、給料の月額及び理事長が定める手当の月額のそれぞれに12を乗じて得た額を、理事長が定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。
- 5 次の各号に規定する時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員については、その60時間を超えて勤務した全期間に対して第1項の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、前項の規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの時にある場合は、100分の175)
 - (2) 第3項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100分の50
- 6 就業規則第37条の2に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全期間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第4項に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの時にある場合は、100分の175)から第2項に規定する理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの時にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
 - (2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項に規定する理事長が定める割合を減じた割合

(休日給)

第22条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条第4項に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額を休日給として支給する。

ただし、理事長が代休日を指定し当該休日に勤務しなかった場合には休日給は支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第15条第1項第1号の規定に基づく職員が臨時又は、緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務を要しない日(就業規則第35条に規定する日をいう。)又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する

ただし、就業規則第36条の2の規定により、理事長が休日勤務に替えて職員に他の日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務一回につき、1万2千円を超えない範囲において理事長が定める額とする。

ただし、前項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える場合は、これらの額に100分の150を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第24条 削除

(賞与)

第25条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(理事長が別に定める職員を除く)に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、就業規則第27条第3号及び第4号により失職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く)についても、また同様とする。

2 賞与の額は、理事長が別に定める基準により支給する。なお、賞与に関し、その他必要な事項については別に定める。

(賞与の不支給)

第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第25条の規定にかかわらず、基準日に係わる賞与(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第29条第3号の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係わる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(賞与の一時差止め)

第25条の3 支給日に賞与を支給することとされていた職員で当該支給日の前日まで
に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し
止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間の行為に係わる
刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係わる犯罪について禁錮以上の刑が
定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定
する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。)をされ、その判決
が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係わ
る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しく
は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合
であって、その者に対し賞与を支給することが、賞与に関する制度の適正かつ円滑
な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やか
に当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合に
おいて、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係わる刑事事件に関
し、現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明ら
かに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由
となった行為に係わる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分
の理由となった行為に係わる刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行
為に係わる刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係わる賞与
の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支
給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるも
のではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差
止処分の際、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定
める。

(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第25条の4 削除

第4章 補 則

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第39条から第46条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を承認され勤務しなかった場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第21条第4項に規定する勤務1時間あたりの給料等の額の合計を減額して支給する。

2 前項の給与の減額は減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを直近の給与支給の際行うこととする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

(時間の計算)

第27条 第21条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(欠勤者等の給与)

第28条 欠勤者又は休職者の給与については、第26条に定める場合を除くほか別表第6に定めるところによる。

(災害補償との関係)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、労働災害補償保険法（昭和20年法律第50号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、第25条の給与を除くほか、この規程に定める給与は支給しない。

(端数計算)

第30条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(特定職員についての適用除外)

第31条 第21条及び第22条の規定は、第15条第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

(委 任)

第32条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成14年3月28日規程第5号）

この規程は、理事会の議決があった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成16年1月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 東京都老人総合研究所が雇用する職員の給与の支払等において、本給与規程を準用している場合は、改正前の規定を適用する。
- 3 平成20年3月31日以前に財団に在籍し、この規程の適用の際、引き続き財団に在籍する職員の給与については、移行措置を別に定める。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（家族手当に関する特例措置）

- 2 改正後の第13条第3項第3項については、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における家族手当に関する特例措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第13条第3項の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げるものをいう。以下同じ。） 6,000円」とあるのは、「配偶者 10,000円」と、「扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円」とあるのは、「配偶者 8,000円」と、同項中「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) 9,000円」とあるのは、

「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ)で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、改正後の第14条第1項の規定は適用せず、改正前の第14条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の第14条第3項の規定の適用については、「場合は、その」とあるのは「場合又は家族手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(配偶者のない職員で扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る家族手当の支給額の改定を除く。)及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子がある職員が配偶者が不在職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)における当該扶養親族たる子に係る家族手当の支給額の改定」とし、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団と公益財団法人城北労働・福祉センターとが締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、理事会の議決のあった日から施行し、令和５年７月１日から適用する。